

鎌ヶ谷市污水適正処理構想

鎌ヶ谷市

令和6年2月

《目 次》

1 汚水適正処理構想とは	1
2 汚水適正処理構想の位置づけ	1
3 鎌ヶ谷市の汚水処理施設の現況	2
4 千葉県構想見直しについて	2
5 鎌ヶ谷市汚水適正処理構想の基本方針	3
6 短期目標(令和6年度)	3
7 長期目標(令和31年度)	4
8 今後の検討課題	4

1. 汚水適正処理構想とは

鎌ヶ谷市汚水適正処理構想（以下「市構想」という。）は、市内全域について各種汚水処理施設の特性を考慮し、合理的な整備手法等について定めた総合的な構想として、効率的な生活環境の改善・公共用水域の水質保全を実施するために策定しています。

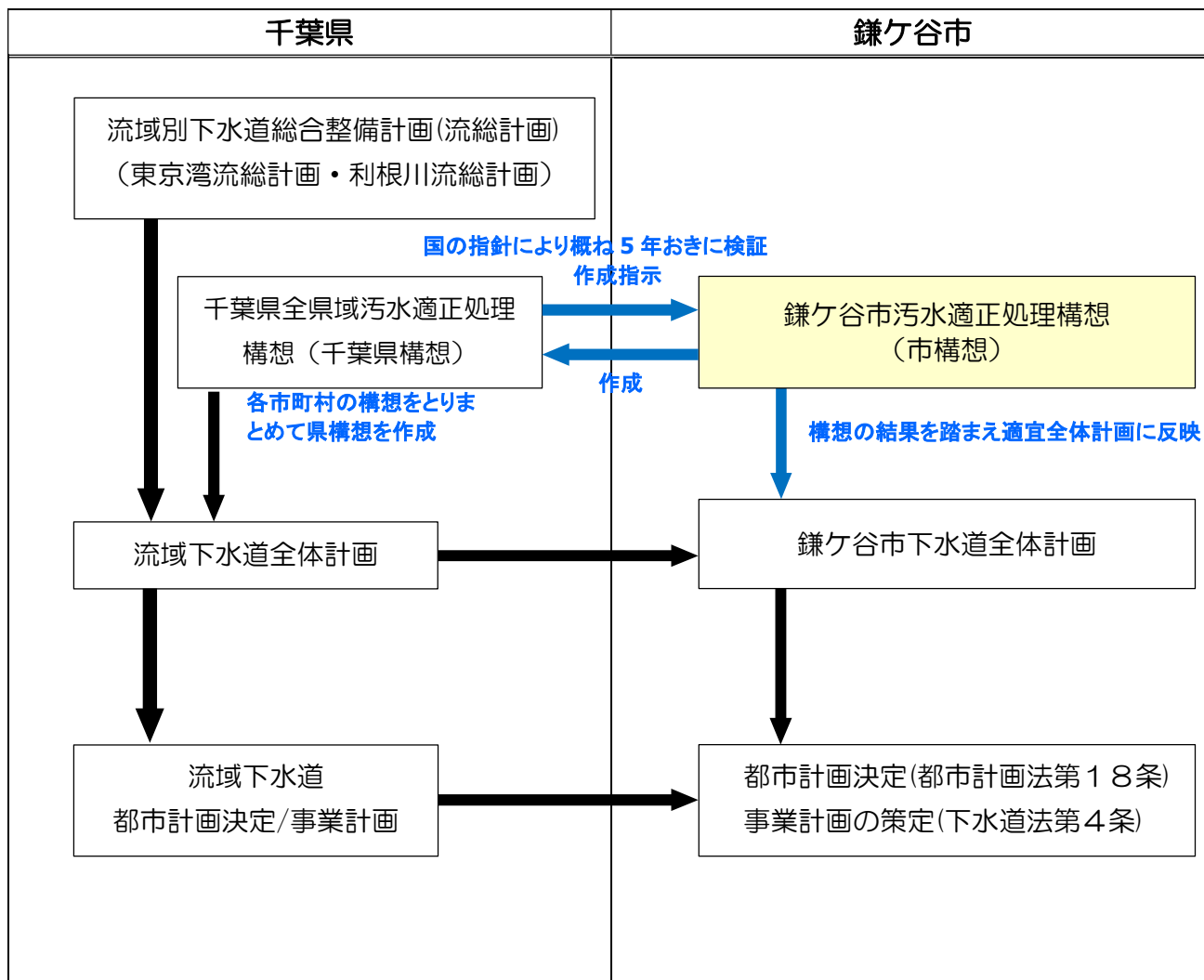
市構想は、千葉県を示す方針に基づき、千葉県全市町村が一斉に見直しを行い、「千葉県全県域汚水適正処理構想」（以下「県構想」という。）に反映されていますが、市構想は、平成14年度に策定し、これまで平成22年度及び平成27年度に見直しを行いました。

なお、今回の市構想の見直しの結果は、令和5年度に予定されている県構想の見直しに反映されるものとなります。

2. 汚水適正構想の位置づけ

県構想及び市構想の位置づけは、表-1 のとおりです。

表-1



3. 鎌ヶ谷市の汚水処理施設の現状

本市は「集合処理となる公共下水道」と「個別処理となる合併浄化槽」の2つの汚水処理施設で汚水を処理しています。

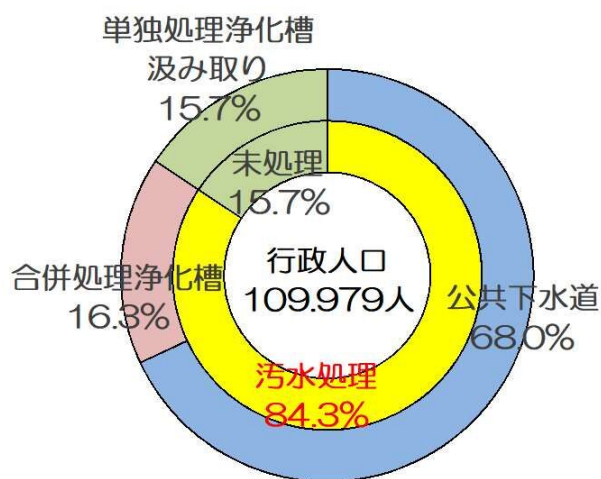
なお、未処理部分は、単独処理浄化槽、汲み取り等で処理しています。

また、汚水処理人口普及率は、表-2 及び図-1 のとおり令和2年度末現在で84.3%となっています。

表-2 汚水処理人口及び普及率（令和2年度末）

汚水処理整備手法		処理人口	普及率
集合処理	公共下水道	74,821人	68.0%
個別処理	合併浄化槽	17,943人	16.3%
汚水処理計（上記計）		92,764人	84.3%
未処理計 （単独処理浄化槽・汲み取り）		17,215人	15.7%
行政人口		109,979人	100.0%

図-1 汚水処理普及率



4. 千葉県構想見直しについて

千葉県では、平成28年度に人口減少等を考慮した効率的・効果的な汚水処理施設整備を推進するため、県構想を策定しています。

令和2年度末の千葉県の汚水処理人口普及率が89.5%となり、今後の汚水処理は、汚水処理施設未整備区域の早期解消と共に、整備済みの汚水処理施設の老朽化に伴う改築・更新対策が重要な課題となっています。

千葉県は令和4年3月に「全県域汚水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」を策定しており、令和5年度に県構想見直しが予定されています。

今回の市構想見直しは、表-1 のとおり、県構想見直しに伴うものです。

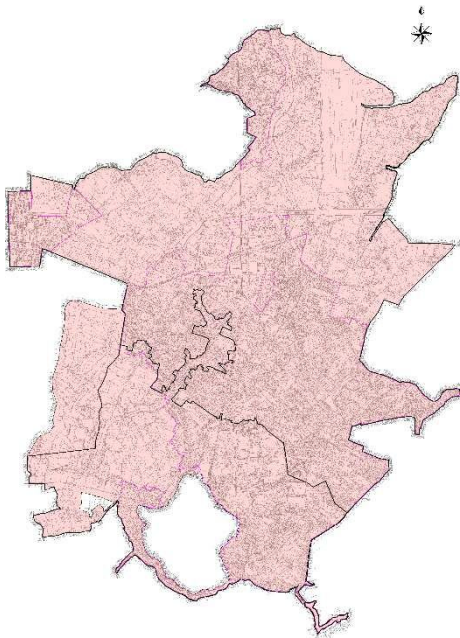
上記マニュアルにおける市構想に係る主なポイントは次のとおりです。

- ① 目標年次を見直し、短期（目標年次令和6年）での早期概成と共に、中長期（目標年次令和31年）での持続的な汚水処理システムの構築を目指す。
- ② 整備手法判定に用いる費用関数の見直しを行った。

5. 鎌ヶ谷市污水適正処理構想見直しの検討

今回の「全県域污水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」に基づく検討結果を踏まえ、鎌ヶ谷市污水適正処理構想の見直し方針は以下のとおりとします。

『現行市構想（平成 27 年）を変更することなく、市域全域（2,111ha※）を集合処理（公共下水道）区域とします。』



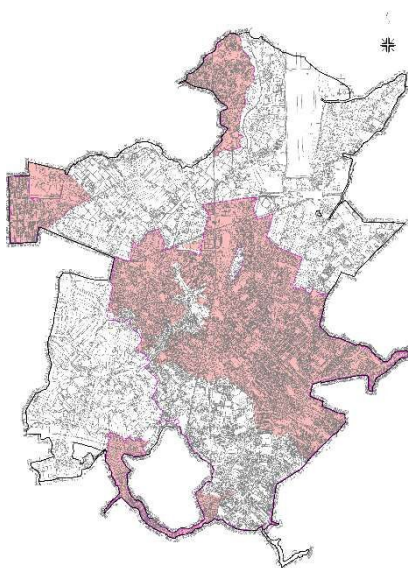
污水適正処理構想図

処理方式	H27 構想	本構想
集合処理	2,111ha	2,111ha
個別処理	0ha	0ha
合計	2,111ha	2,111ha

※令和 5 年 4 月 1 日現在、国土地理院による全国都道府県市区町村別面積調や統計かまがや（統計書）における行政区域面積は 2,108ha ですが、本構想では都市計画区域面積である 2,111ha を市域全域の面積とし、都市計画と整合を図っています。

6. 短期目標（令和 6 年度）

令和 6 年度を目標とする短期目標は、鎌ヶ谷市総合基本計画に基づき、次の図表のとおり公共下水道の整備を進めます。

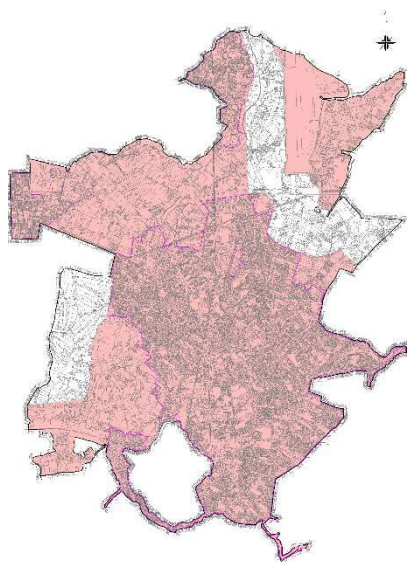


鎌ヶ谷市総合基本計画に基づく整備

項目	公共下水道	合併処理 浄化槽	合計
整備面積(ha)	699	—	
計画区域内人口(人)	109,343	—	109,343
整備人口(人)	78,732	18,083	96,815
処理人口普及率(%)	72.0	16.5	88.5

7. 長期目標（令和31年度）

令和31年度には鎌ヶ谷市下水道全体計画区域（※）について公共下水道を整備することを目標とします。全体計画区域外についても、令和32年度以降公共下水道の整備に取り組みます。



全体計画区域の公共下水道整備

項目	公共下水道	合併処理 浄化槽	合計
整備面積(ha)	1,732	—	1,732
計画区域内人口(人)	97,732	—	97,732
整備人口(人)	96,000	1,732	97,732
処理人口普及率(%)	98.2	1.8	100.0

※全体計画区域は、長期的な実施計画である全体計画において下水道整備を行う区域として設定するものです。

8. 今後の検討課題

今回の市構想見直しでは、「全県域汚水適正処理構想見直し市町村作業マニュアル」に基づき検証した結果、本市の地域特性や人口動向を鑑み、現行市構想（市域全域集合処理）と同様に市域全域を公共下水道による集合処理を行う区域としましたが、概ね5年毎に行う構想見直しの際には、社会情勢の変化や、人口動向、費用対効果等を踏まえ、改めて下水道以外の汚水処理の活用が可能かどうか検討を行って参ります。